

## 平成26年度実施監査における要望事項の措置状況について

### 第1回定期監査（補助金・交付金） 市民部（市民活動推進課）平成26年11月11日 青監第38号

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
1	市民活動推進課	<p>○青梅市自治会振興交付金について</p> <p>青梅市においては、自治会は自主的な任意の団体ではあるが、地域を支えるコミュニティとして、その存在と役割は大きなものとなっている。また、災害等の際には、地域住民の状況を把握し、共助により地域を支える組織の中核となるものである。これらのことから自治会振興交付金は、自治会活動に大きく貢献しており、交付事務に関しては、おおむね適正に執行されていた。</p> <p>しかしながら、一部の自治会においては、会計上の記載誤りや、目的別の繰越金等における会計処理、さらに会計期間の交付金交付対象期間との差異等、改善を要するものが見受けられた。</p> <p>今後においては、市民活動推進課が中心となり、市民センターによる協力のもと、申請書提出時期等に自治会役員を対象に事前説明会を開催するなど、各自治会の会計事務が適正に処理されるよう指導の徹底に努められたい。</p>	<p>平成26年度には、自治会運営に関する手引書である「自治会ハンドブック」を5年ぶりに改訂、自治会振興交付金にかかる予算書のひな型も掲載し、各自治会に配布しました。</p> <p>なお、申請書・実績報告書は大多数を各市民センターで受領しており、受領時の確認事項等をもとに各市民センターにおいて、受領時のチェックを行い、必要に応じて修正を指導しております。適正に処理されるよう、今後も指導の徹底に努めてまいります。</p> <p>また、会計期間と交付金交付対象期間の差異については、各自治会が総会に図り是正しなくてはならない内容であるため、各支会で行われる自治会長会議等で、今後改善されるよう、働きかけを行ってまいります。</p>
2	市民活動推進課	<p>○集会施設設置等事業補助金について</p> <p>集会施設設置等事業補助金の交付事務に関しては、自治会の所有する自治会館等の維持補修・修繕等の住民負担軽減に貢献しており、おおむね適正に執行されていた。</p> <p>自治会館については地域内コミュニティの中心となる集会施設であるばかりでなく、市の防災事業を進めていく上でも有効な施設となることから、今後、関係部署とも連携を図り、耐震化等の支援も含め適切な補助事業の実施を進められたい。</p> <p>また、掲示板の修繕等については、補助金申請および交付決定ならびに工事の施工が年明けの時期に集中し、補助金執行は年度末に行われるという状況が数多く見受けられた。今後においては、補助金の目的と効果を鑑み、年度末に集中しないよう、効率的な工事施工と計画的な整備に当たられたい。</p>	<p>集会施設設置等事業補助金は「集会施設設置等事業補助金交付要綱」にもとづき実施しております。平成26年に要綱改正を行い、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された集会施設の耐震診断を行うもの、およびその診断結果にもとづき耐震工事を行うものについても新たに補助対象としたところです。今後もこの要綱にもとづき、適切な補助事業の実施に努めてまいります。</p> <p>掲示板の修繕等については、第2四半期の青梅市自治会連合会支会長会議に諮り、各支会ごとの優先順位にもとづき日程調整を行い、整備を実施しております。平成26年度は施工時期を第3四半期に早めて実施しました。今後も、各自治会の修繕要望を早い段階で取りまとめ、効率的な工事施工に努めてまいります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
3	市民活動推進課	<p>○青梅市コミュニティ事業補助金について</p> <p>コミュニティ事業補助金については、昭和58年以降11支会を対象にコミュニティ活動備品の整備等に活用され、近年はAEDや無線機等の整備が行われている。平成25年度に実施された第7支会への補助金についても、適正に執行されていた。</p> <p>なお、各支会ともにすでに3回程度補助を受け、必要な備品類も充実してきているものと捉えられる。購入後の利用状況等は特に把握していないとのことであったが、今後は、備品の必要性や利用状況等を把握し、補助金の効果的な活用に努められたい。</p>	<p>各支会におけるコミュニティ活動備品につきましては、宝くじ社会貢献広報表示用シールを添付し、補助金による購入備品であることを示すこととしています。</p> <p>新たに補助金対象となる支会において、前回の購入備品の利用状況等を把握の上、必要なものを申請するよう指導し、補助金の効率的な活用に努めます。</p>
4	市民活動推進課	<p>○青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金</p> <p>おおむね適正に執行されていた。</p> <p>なお、100万円を超える返還金が発生しているが、補助対象経費が主に固定的な人件費であることから、今後においては、センターの職員配置状況にもとづき、適切な申請指導と交付決定を実施されたい。</p>	<p>予算措置後の人事異動や休職等から、給与等級の差や臨時職員等の雇用により、多額の返還金が発生する場合がありますが、青梅ボランティア・市民活動センターの職員配置状況にもとづき、適切な申請指導、交付決定の実施に努めてまいります。</p>
5	市民活動推進課	<p>○青梅市市民提案協働事業助成金について</p> <p>おおむね適正に執行されていた。</p> <p>なお、市民提案協働事業の事業期間は単年度とされおり、その効果等が認められ、次年度以降、協働事業として継続して事業化する場合については、協働で事業に当たった担当課が予算化することとしている。しかしながら、助成事業終了後は担当課へ引き継がれることが少なく、助成の終了とともに事業自体が完了してしまう現状にある。今後においては、補助金の対象期間等を見直し、市民提案協働事業をより効果的なものとすることも必要と考える。</p> <p>また、事業実施にかかる人件費は対象経費とされているが、時給単価等については、事業の内容によってその都度判断しており、明確な基準はないとのことであった。時給単価等の算定が団体ごとに差があることから、ある程度の基準は必要と思われる。</p> <p>事業開始後3年目を迎えており、協働事業市民推進委員会や市民協働事業推進会議での意見等を踏まえ、総合長期計画に位置付</p>	<p>人件費につきまして、事業内容や事業規模、また団体が持つ専門性等から基準を一律に定めることは困難ではありますが、市における「講師に対する謝礼の支払基準」、「東京都最低賃金」を参考とするよう、指導してまいります。</p> <p>補助金の対象期間延長について検討しましたが、現行の実施要綱においても対応可能であることから、要綱改正は行わないこととしました。事業継続の必要性につきましては、協働事業担当課における判断にもとづき対応してまいります。</p> <p>今後も、総合長期計画に位置付けられた協働事業の推進に向け、協働事業市民推進委員会や市民協働事業推進会議での意見等を伺いながら、随時見直しを行い、事業の適正な実施に努めてまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		けられた協働事業の推進に向け、実施要綱等も含めた事業の見直しを検討されたい。	
6	市民活動推進課	<p>○〔共通事項〕ア 収受文書および起案文書の取扱いについて</p> <p>自治会等から提出された補助金・交付金の申請書類等に、収受印は押印されているが、文書処理カードが貼付されていないもの、貼付されていても、担当者受理、決裁および保存期間欄の処理が適正に行われていないもの、また、起案文書においては、決裁日、施行日、公印押印欄の処理がされていないものが見受けられた。</p> <p>収受文書処理については、主管課長等に供覧し、指示を受けるとともに、当該文書の処理経過を記録し管理する役割が、また、起案文書処理については、業務の意思決定とその経過を記録し、管理する役割を担っている。</p> <p>このことから、収受文書および起案文書については、青梅市文書管理規程を遵守し、適正に処理するよう要望する。</p>	<p>収受文書および起案文書の取扱いにつきましては、青梅市文書管理規程を遵守し、収受印の押し忘れや文書処理カードへの必要事項記載漏れなどが無いよう、適正な処理に努めてまいります。</p>
7	市民活動推進課	<p>○〔共通事項〕イ 申請書類等の審査について</p> <p>申請書類等の審査については、事業の内容や経費の執行が交付条件に適合しているか、また、当該事業が補助金等の交付目的に対してどのような成果を上げているかについて検証し、補助金等の交付決定や補助金額の確定に当たり、市の意思決定を行う重要な作業である。</p> <p>しかしながら、各補助事業の申請書類等を見ると、添付書類の計算誤りや金額が不明確なもの等が見受けられた。</p> <p>今後においては、提出された書類審査を確実に実施し、補助金額の確定等を行う際には、補助金がどのような経費に充当され、どのような効果を上げているかについて十分に検証するとともに、改正された「青梅市補助金等交付規則」を遵守し、補助金使途の明確化を図り市民への透明性を確保するため、適正な審査を実施するよう要望する。</p>	<p>提出された書類審査を確実に実施し、補助金使途の明確化を図り市民への透明性を確保するため、適正な審査を実施してまいります。</p> <p>申請書等の主な受領場所である各市民センターにおいて、受領時の確認を行うとともに、計算誤りや不明確な金額が記載されることが無いよう、今後、各自治会に対し各地区の自治会長会議において周知を図ってまいります。</p>

第2回定期監査 子ども家庭部（子育て推進課、子ども家庭支援課）平成27年3月12日 青監第62号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	子育て推進課	<p>○学童保育事業の充実について</p> <p>学童保育事業については、平成18年度から「社会福祉法人青梅市社会福祉協議会」を指定管理者として指定するとともに、その目的をより効果的に達成するためモニタリングやアンケート調査を実施し、学童保育事業の充実と各施設の維持管理等にかかる経費の縮減に努めている。</p> <p>従来、学童保育事業については、市が設置した学童保育専用施設に加え、その多くを学校の余裕教室を活用し実施しているところであるが、利用希望の多い東部地域においては待機児童が発生しており、施設の拡充が必要となっている。</p> <p>今後、平成27年度から施行される「子ども・子育て支援法」等を受けて、平成26年10月に制定された「青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」および12月に策定された「青梅市子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、教育委員会と連携の下、課題である施設整備について計画的に進めるとともに、年々増加傾向が見られる障害児の受け入れについても待機児童の解消が図られるよう、民間企業の活用等も含め協議・検討を行い、学童保育事業の更なる充実に努められるよう要望する。</p>	<p>学童保育事業については、今後も利用希望が高まると見込んでおります。</p> <p>このため、平成26年12月に策定した「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を推進してまいります。本年度においては、定数の増加を図るため、教育委員会とも連携し、藤橋小学校のピロティを利用し、学童保育用教室の整備を行うこととしています。また、待機児童対策として、特に要望がある夏季長期休業中に、臨時短期学童保育事業を第一小学校で実施するべく準備を進めています。障害を有する児童の定数の増加や民間企業の活用等についても引き続き関係者と協議を行うなど充実に努めてまいります。</p>
2	子育て推進課	<p>○児童にかかる手当および乳幼児等の医療費助成について</p> <p>児童手当、児童扶養手当および児童育成手当については、歳入（国および都負担金）・歳出（各扶助費ほか）ともに各事務取扱細則等に従い、受給資格確認、手当支払い等、おおむね適正に事務処理がされている。また、現況届の確認等に際しても個人情報保護に留意するとともに、関係各課との情報共有を図り、保護者の負担軽減に努めている。</p> <p>乳幼児、義務教育就学児およびひとり親家庭等の医療費助成ならびに自立支援医療（育成医療）の給付についても、歳入（国および都負担金・補助金）・歳出（医療助成費の審査支払事務費、各</p>	<p>児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、乳幼児・義務教育就学児およびひとり親家庭等の医療費助成ならびに育成医療給付においては、全て国および東京都の負担金、補助金を受けて実施する事業であり、その重要性を一層認識するとともに、今後とも法令等を遵守し適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p> <p>また、各種医療助成制度の審査支払事務においては、各区市町村からの委任を受けて東京都が審査支払機関である東京都国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金東京支部と契約しておりますが、支払の根拠となる契約書、東京都の事業実施</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>扶助費ほか)ともに各助成に関する条例等にもとづき、医療証等交付、助成費支払等、おおむね適正に事務処理がされているが、審査支払事務の一部において支払根拠の確認が不十分であったものが見受けられた。</p> <p>これらの事業は、法令、条例等に従い、国および東京都の負担金、補助金等により実施する重要な事業であることから、各制度について十分に把握し、引き続き適正な事務処理に努められるよう要望する。</p>	<p>要綱および毎年の実施単価の通知書等を十分確認した上で、適正な執行を行ってまいります。</p>
3	子育て推進課	<p>○保育所運営費保護者負担金(保育料)の滞納整理について</p> <p>保育料滞納者に対しては、督促状および催告書を発送し納付を促しているが、今年度は高額滞納者のうち1年以上納付のない者の財産調査を行い、差押可能な預貯金が発見できた者の差押を執行することとした。結果として2件の差押を執行し、1件は完納、1件は児童手当の天引き等による今後の分納誓約を含む1部納付が得られるなど、滞納の解消が図られたところである。</p> <p>今後においては、滞納者への通知には内容証明等を活用するなど各種方策等により、更なる保育料滞納の解消に努められるよう要望する。</p> <p>なお、差押の前提条件である督促状の送付は、送付者の一覧表を保管・管理しているが、「青梅市債権管理適正化に関する指針」において滞納者個々の債権管理台帳の例を示し、その中で督促年月日の記載を求めている。今後は、保育事務システムに、収納状況と併せて発送記録(督促年月日)についても記載・記録されたい。</p>	<p>現在、滞納者へ差押する際は簡易書留で書類を送付しておりますが、内容証明については収納課の方法を参考にしながら検討してまいります。</p> <p>督促状への発送記録の記載については、保育システムの中でその処理を行うよう検討いたしました。現在のプログラムでは一括で台帳に反映することができないため、指摘を踏まえ、28年度予算でプログラム改修経費を要求してまいります。</p> <p>滞納者へ対しては、督促状や催告書のほかに、電話催告や臨戸徴収なども行っており、今後も体制を強化し滞納整理に努めてまいります。</p>
4	子育て推進課	<p>○保育所待機児童および定員割れの解消に向けた施策の推進について</p> <p>保育所については、人口の多い東部地域では待機児童が発生し、一方、人口の少ない北部・西部地域では定員に満たない状況が継続している。このため、老朽化した既存施設の増改築を進め、安全で良好な保育環境の整備と定員増を図るとともに、新たに「青梅市子ども・子育て支援事業計画」に示すバスステーション計画を進め、東部地域から西部・北部地域の施設を利用しやすくする</p>	<p>「青梅市子ども・子育て支援事業計画」に沿い、市の東部地区にバスステーションを設置する計画を進めるため、5月に「青梅市バスステーション事業検討会議」を設置いたしました。この会議の中で、既に送迎バス事業を実施している園との関係も含め、制度的な事項についても確認しながら検討してまいります。</p> <p>また小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業の開</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>ことにより、新たな子ども子育て支援制度における施設型給付の充実を図ることとしている。</p> <p>今後、バスステーション等施設整備を進めるに際しては、計画に支障をきたさないよう設置にかかる許認可事項等を確認し、さらに、すでに実施されている保育所送迎バス事業補助金との整理・統合について検討されるとともに家庭福祉員等による地域型保育給付の充実も含めて、全体的な保育ニーズへの対応を図られるよう要望する。</p>	<p>設支援を行うなど、多様化する保育ニーズへの対応を図ってまいります。</p>
5	子ども家庭支援課	<p>○子育て支援センターの円滑な運営に向けた取組について</p> <p>子育て支援センターについては、公募により平成18年4月1日以降、NPO法人「青梅子ども未来」が指定管理者として、管理運営業務を実施している。</p> <p>平成24年度から「青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針」にもとづき、市と指定管理者が同一の項目について管理運営状況の評価を行い、玄関ドアの開閉方法や天井扇等の設備改修を含め改善を図ってきたところである。さらに平成26年度からは利用者の増加に対応するため子育て支援職員を1名増員し3名体制として、事業の充実を図っている。</p> <p>しかしながら、施設内の和室および会議室について、地域自治会の管理委員会にその使用を許可していることから、自治会行事等で利用者数が増える場合等において、共用部分における安全面等が課題となっている。</p> <p>現在、指定管理者と自治会との定期的な協議の場は設けられているが、今後は担当課も積極的な関わりをもつことにより、事故等が発生することのないよう適切な施設運営に努められることを要望する。</p>	<p>会議室については、自治会が使用しない場合には子育て支援センターとして利用することが自治会に了解を得られているため、主に小学生がゲームをする部屋として使用しております。</p> <p>また、和室を利用して実施する子育て支援事業を計画した場合には、自治会に連絡し使用許可を取っております。</p> <p>一方、自治会からは、8月に夏祭り、12月に餅つき大会を実施する予定である旨の連絡を受けており、安全面から臨時休館とする予定であります。その他、円滑に事業を実施するため、随時、自治会との連絡調整を行っております。</p> <p>施設の一部が自治会に使用許可されているため、安全面や光熱水費などの経費負担等に課題がありますが、子どもたちが安心、安全に利用できるように、今後も自治会および指定管理者との連絡調整に努めてまいります。</p>
6	子ども家庭支援課	<p>○青少年健全育成に向けた取組の推進について</p> <p>青少年問題協議会においては、平成25年4月に「青梅市青少年健全育成基本方針」（平成25～27年度版）を策定し、「心のかような明るい家庭づくり」、「人間形成の場としての学校教育の推進」、「青少年を育む地域社会の教育力の醸成と社会参加の推進」、「青少</p>	<p>平成28年度からの新たな青梅市青少年健全育成基本方針の策定に当たっては、7月に予定されている青少年問題協議会において、現行の基本方針にもとづく活動状況を検証し、新たな方針案を提示する予定であります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>年をとりまく社会環境の整備」の4つの重点目標を定め、家庭、学校、地域社会および関係機関の役割を示し、青少年健全育成の取組を推進している。</p> <p>今年度においても親子きずなコンサートの開催、小中学校での特色ある学校づくり、親子ふれあい綱引き大会の実施、青少年対策地区委員会による非行防止パトロール等の数多くの取組が実施されている。</p> <p>しかしながら、青少年を取り巻く社会環境が多くの問題を抱えるなか、ネット依存や引きこもり等の状態に陥ったり、青少年自身による犯罪も多発するなど、青少年の健全育成に対する取組の必要性はさらに高まっているところである。</p> <p>今後においては、少子化が進むなか、家庭、学校、地域、関係機関および行政が相互に連携を深め協力することにより、青少年の健全育成に向けた取組を強化するとともに、これまでの活動状況を検証し、平成28年度以降の新たな基本方針の策定に当たられるよう要望する。</p>	<p>そしてこの方針案について委員の皆さんからお考えやご意見をいただき、それらを反映して修正した方針案を平成28年2月の協議会で再び提案し、策定する予定であります。</p>
7	<p>子育て推進課・子ども家庭支援課 〔共通事項〕</p>	<p>○インターネット等の活用について</p> <p>子育て推進課および子ども家庭支援課では、子育て支援、青少年健全育成事業等数多くの事業を行っているが、より多くの市民の利用を図るためには、子育て世代の利用が多いと思われる市ホームページをはじめとするインターネット等を活用した周知が重要と考える。</p> <p>今年度、「平成27年度保育園等利用の御案内」を印刷し、窓口等で配布しているが、この案内は保育園入園を希望する保護者にとって有用な内容であり、市ホームページにも掲載してより多くの保護者に対し、積極的に情報提供を図るべきである。</p> <p>また、NPO法人に委託し公開している「おうめ子育てネットホームページ」へのアクセス件数を見ると、毎月4万件前後のアクセス数があり、多くの市民がホームページから情報を得ようとする実態を見ることができている。</p> <p>このように、ホームページを活用した周知は非常に効果的であ</p>	<p>(子育て推進課)</p> <p>保育園等利用案内をはじめ、学童保育のしおりや各種手当関係の案内などの申請書等をホームページからダウンロードできるように検討するとともに全体の構成を見直すため、係員による検討チームを組織し、今年度中にホームページの掲載内容の見直しを行います。</p> <p>(子ども家庭支援課)</p> <p>「市ホームページ」および「おうめ子育てネットホームページ」については、子育て支援サービスや子育て関連情報を誰でも利用しやすく、分かりやすい内容として、利用者に発信してまいります。</p> <p>バナー広告については、今後検討してまいります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>り、今後においては、市民にとって有用な情報は積極的にホームページに掲載するなど、インターネット等を活用した周知に努められるよう要望する。</p> <p>なお、ホームページ掲載に当たっては、検索のしやすさと分かりやすい表記に努められたい。</p> <p>また、アクセス件数の多い「おうめ子育てネットホームページ」については、バナー広告を活用した新たな財源確保についても検討願いたい。</p>	

指定管理者監査 健康福祉部（障がい者福祉課）障がい者サポートセンター（青梅市障害者団体連合会） 平成27年1月15日 青監第50号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	青梅市障害者団体連合会	<p>○管理業務に関する関係書類の整備等について</p> <p>障がい者サポートセンター（以下「センター」という。）の管理業務については、「青梅市障がい者サポートセンターの管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）」を締結し、管理にかかる基本的事項を定めているが、協定書において提出が規程されている防犯・防災対策等の対応マニュアルおよび自主事業にかかる事業計画書の提出がなされていなかった。</p> <p>また、前記協定書の締結に伴い、連合会として自主的にセンターの「事業運営規程」を定めているが、事業区分において自主事業との混同が見受けられた。</p> <p>今後においては、協定書の遵守について徹底を図るとともに、重要事項については市と協議を行い、適正な関係書類の整備等に努められたい。</p>	<p>平成27年2月に「防犯・防災対応マニュアル」を作成し、市障がい者福祉課へ写しを渡した。</p> <p>また、自主事業を実施する「事業計画書」については、現在作成中であり、平成27年8月末日までに策定予定であります。</p> <p>また、「青梅市障がい者サポートセンター事業運営規程」の自主事業の混同について改善を図りました。今後は、関係書類を適正に整備し、基本協定書の遵守についての徹底を図ってまいります。</p>
2	青梅市障害者団体連合会	<p>○防災等避難訓練の充実について</p> <p>利用者が参加する訓練については、9月には防災訓練、3月には防火訓練を市や消防署の立ち会いの下で実施している。実施後の検証では、移動に時間がかかることや、遅れて避難をすることがある状況から、継続的な訓練の重要性を認識したということであった。また、地震に関する避難も意識して行う必要があるとし、消防署の指摘等を参考にして、施設環境の見直しを図るとともに、整備について協議を進めたいということであった。</p> <p>今後においては、継続的な訓練の実施から課題等を把握し、その都度改善を図るとともに、災害時にはより適切な対応が図られるよう要望する。</p>	<p>防災等避難訓練の充実については、利用者ミーティング等を活用し、避難訓練の周知を図って多くの方に参加していただくとともに、青梅市障がい者サポートセンターの年2回の防災等避難訓練を継続的に実施することにより迅速な避難対応ができるよう努めてまいります。</p> <p>平成27年3月19日に実施した避難訓練においては、職員と利用者が上手に連携して、遅れて避難をすることがないよう、適切に避難し、安全等の確保を図りました。今後は、避難訓練等から得た課題等を毎回把握し、その都度改善を図ってまいります。</p>
3	青梅市障害者団体連合会	<p>○事業の充実について</p> <p>障がい者サポートセンターにおける相談事業については、これまでの一般的な3障害の相談に加え、高次脳機能障害への支援をはじめ、平成24年度からは、発達障害や障害者虐待に関わる相談を受けるなど、相談内容も多岐にわたっている。平成25年度</p>	<p>「平成27年度青梅市障がい者サポートセンター事業計画」にもとづき、「青梅市障がい者サポートセンターの管理に関する年度協定書」をすでに双方で取り交わしたところであり、引き続き、事業の円滑な運営に向けて、適宜、市と協議しつつ事業運営を実</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>の実績においては、成人の発達障害支援事業を加えたことから、前年度に比べ相談件数は12.6パーセント増となっている。その他、障害児の放課後対策事業を実施し、個別支援を必要とする児童の対応を図っているところである。</p> <p>このように多くの相談および支援事業を実施しているため、年間を通じ、組織として効率的な人員配置や、事業の内容に合わせた専門性の高い相談員の確保などが重要となる。相談者に対しては、安全面においても、ゆとりある対応が望ましいことから、今後の年度協定書の締結に当たっては、市と十分な協議を行い、充実した事業の実施に努められたい。</p>	<p>施してまいります。</p> <p>平成27年度の発達障害支援事業において、市と十分な協議を行い、必要性が高いことから作業療法士からの支援を月1回から2回に拡大し、よりきめ細かな支援を行っております。</p> <p>今後も、利用者に対し安全面においても、ゆとりある対応が必要なことから、市と協議を重ね、適切な事業運営を図ってまいります。</p>
4	障がい者福祉課	<p>○協定書の見直しについて</p> <p>指定管理者による施設の管理、運営は、市と指定管理者の間で締結された協定書に従っているが、協定書に規程のない事項や、一部実情と乖離のある事項が見受けられた。以下の事項について、見直しを検討されるよう要望する。</p> <p>ア 施設修繕について（第16条第4項関係）</p> <p>施設の修繕について、小破修繕は指定管理者の負担により行うものと規定し、指定管理経費に修繕にかかる費用が計上されているが、修繕の実施に当たっては範囲等の取り決めがなく、その都度市と協議すると規定されている。</p> <p>管理運営業務にかかる事務の簡素化を図るため、小破修繕に関する一定の範囲基準等の策定について検討されたい。</p> <p>イ 備品購入について（第25条第3項関係）</p> <p>エアコン購入代が、備品等購入費として指定管理経費から執行されているが、施設に付帯する空調設備の老朽化に伴う補修対応と比較して安価であるとの判断基準にもとづき、順次、各部屋にエアコンを設置し対応しているとのことであった。</p> <p>協定書において、市の備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、両者で協議し、必要に応じて市の費用で当該備品等を購入または調達するとして規程していることから、この支出は、本来市が執行しなければなら</p>	<p>施設修繕については、1万円以下の小破修繕は、指定管理者（乙）の判断により執行し、それ以上の金額については、市と協議により執行する旨を、指定管理者と市で協議し、平成27年度より実施してまいります。また、基本協定書内の修繕における文言においても、この旨を記載し、次期の基本協定書締結時より見直してまいります。</p> <p>また、備品購入については、平成27年度より障がい者サポートセンターにおける備品購入において、障がい者サポートセンター運営経費からの執行ではなく、執行管理を市障がい者福祉課で行い、市で契約等を行うなど事務手続きを適正に実施してまいります。</p> <p>監査については、平成27年度より実施し、平成28年度からの指定管理業務の選定にあたり、基本協定書内の「監査における文言」について、指摘のとおり、この旨を記載し、次期の基本協定書締結時より見直してまいります。</p> <p>保険の加入については、平成28年度からの指定管理業務の選定にあたり、基本協定書内の「保険における文言」について、指摘のとおり、「ただし、事業の実施に必要と判断される保険については、加入することができる。」と協定書の中に記載して見直しを行います。この見直しについても、次期の基本協定書締結時より</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>らない経費と考える。</p> <p>今後は、協定書にもとづく適正な負担区分による対応に努めるとともに、必要に応じ協定書を改められたい。</p> <p>ウ 監査について（第28条第5項関係）</p> <p>協定書には、市監査委員による監査について、「管理業務に関する出納関連の事務について監査を行うことができる。」と規定されているが、地方自治法には、「出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。」と規定されている。</p> <p>監査については、地方自治法の趣旨に沿った規定に改められたい。</p> <p>エ 保険の加入について（第33条第2項関係）</p> <p>平成24年度から実施している「遊々くらぶ」の利用児童を対象に傷害保険に加入し、事故等が発生した場合の補償の充実を図っているが、協定書には、施設賠償責任保険への加入が記載されているのみである。</p> <p>事業の実施に必要と判断される保険については、協定書に規定されたい。</p> <p>オ 管理経費の返還について（第37条関係）</p> <p>都補助金を活用した事業について、最終的な事業実績額が交付済額を下回り、都への補助金の返還が生じた。このため指定管理者へ支出されていた管理経費についても、市への返還が実施されたが、協定書には、指定の取り消しや業務の停止を伴わない管理経費の返還については定められていない。</p> <p>今後、同様のケースが発生することを想定し、協定書に規定されたい。</p> <p>カ コピー機利用料の取り扱いについて</p> <p>センター内に設置されているコピー機について、施設を利用する関係団体に対し「青梅市電子複写機利用取扱基準」に準じて利用料を徴収し、指定管理者の収入としている。</p> <p>コピー機の設置にかかる経費は、指定管理経費から支出され</p>	<p>見直してまいります。</p> <p>管理経費の返還については、平成28年度からの指定管理業務の選定にあたり、基本協定書内の「管理経費の返還における文言」について、指摘のとおり、「障がい者サポートセンター事業のうち補助金を活用した事業において当初見込んでいた実績が下回り、交付額が下回った場合は、甲が指定する期日までにその差額を返還しなければならない。」という文言を基本協定書の中に記載して見直しを行ってまいります。</p> <p>コピー機利用料の取り扱いについては、御指摘のとおり、次期の指定管理者の選定において、「基本協定書」に規程し、「青梅市電子複写機利用取扱基準」に準じて徴収した利用料を指定管理経費に充て、適切に処理してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>ていることから、利用料の取り扱いについて協定書に規程されたい。</p>	
5	障がい者福祉課	<p>○指定管理者の管理運営業務に対する評価等について</p> <p>指定管理者に対する業務の履行や事業実施状況の確認については、現地調査や月報の確認を行うとともに、年に3回から4回実施される定例会の中で現状確認を行い、さらに年度末には、事業報告書および各相談記録や帳簿等の実地確認を行い評価しているとのことであった。また、青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針にもとづく評価シートを作成し、双方同一の項目について、それぞれが客観的に評価し、改善事項を把握するべく検証をしているところである。</p> <p>指定管理者制度の活用においては、単に施設の効率的・効果的な管理運営だけでなく、実施事業そのものの本質と利用者にとっての最適な支援を重要視すべきものであり、管理者の意欲と技量が問われるとともに、行政における適切な指導と協力、きめ細かい状況評価が必要不可欠な委任業務である。今後においても、常に新たな問題意識を持ち、幅広い視野で管理運営業務の評価・検証に当たるとともに、適切な指導・助言に努められたい。</p>	<p>指定管理者の管理運営業務に対する評価等において、平成27年度は、障害者総合支援法が施行から3年経過したことにより、法律の見直し等が行われる可能性があり、これに伴い都の要綱等の見直しなども考えられるため、常に国や都の動向に注視してまいります。また、併せて平成27年3月に第4期青梅市障害者計画・障害福祉計画を策定したことに伴い、新たな問題意識を持ち、幅広い視野で管理運営業務の評価・検証に当たり、適切に指定管理者に対し指導・助言を行ってまいります。</p>
6	青梅市障害者団体連合会・障がい者福祉課 〔共通事項〕	<p>○放課後対策事業の充実について</p> <p>平成24年6月から開始した放課後対策事業「遊々くらぶ」については、障がい者サポートセンターの立地場所等の関係から、市立第三小学校（かすみ学級）の児童による利用が多くみられる。</p> <p>今後、利用希望者からの要望事項および各学童保育所における対応状況等について把握するとともに、障害児の放課後対策事業の充実に努められたい。</p>	<p>障がい者サポートセンターにおける放課後対策事業は、民間の放課後等デイサービス事業の補完事業として実施しており、民間の事業所経営を圧迫しないよう運営しております。</p> <p>障がい者サポートセンターでは、相談支援事業や地域活動支援センター事業、生活支援事業、発達障害者支援事業、高次脳機能障害支援事業など、様々な事業を実施しており、放課後対策事業は限られた会議室等で、障がいのある子どもたちが安全かつ安心な環境の中で、実施してまいります。</p> <p>また、平成27年度より学習指導の実施や、参加している子どもと一緒に月1回料理するなど今後も工夫して事業の充実に図ってまいります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
7	青梅市障害者団体連合会・障がい者福祉課 〔共通事項〕	<p>○責任分担（リスク分担）の明確化および協定書等の遵守について</p> <p>指定管理業務実施に当たっての責任分担の取り扱いについて、修繕、備品、第三者への賠償については、協定書に規程されているが個々の基準が一部不明確となっているものが見受けられることから、今後、問題が発生した場合における迅速対応の観点からも両者にて協議し、責任分担の在り方および明確化について見直しを行うとともに協定書に規程されたい。</p> <p>また、協定書、管理運営業務基準等によって施設運営にかかる各種事務事業の手続、対応、遵守事項等について定められているが、事務処理等の一部に遺漏している状況が見受けられることから、今後においては、協定書等における規程遵守の徹底に努められたい。</p>	<p>責任分担の取り扱いについては、基本協定書に規程されている個々の基準が一部不明確となっているため、現在、市と管理者で協議を行っており、修繕、備品、第三者への賠償のうち、備品購入については、平成27年度より、執行管理を市障がい者福祉課で行い、市担当が契約等を行うなど事務手続きを適正に実施してまいります。</p> <p>修繕における1万円以下の小破修繕も、平成27年度より、指定管理者の判断により執行し、1万円以上の修繕については、両者で協議しながら執行してまいります。</p> <p>また、保険の加入については、基本協定書内の「保険における文言」について、指摘のとおり、「事業の実施に必要と判断される保険については、加入することができる。」と基本協定書の中に追加し、次期の基本協定書締結時より責任分担を明確化してまいります。</p> <p>今後も、基本協定書、管理運営業務基準等によって施設運営にかかる各種事務事業の手続、対応、遵守事項等を適切に規程するとともに、基本協定書等における規程遵守の徹底を図ってまいります。</p>
8	青梅市障害者団体連合会・障がい者福祉課 〔共通事項〕	<p>○指定管理者による運営の効果と次期に向けた対応について</p> <p>指定管理による運営を実施して、本年度で4年が経過するところである。担当課の評価においては、業務量の増加に伴う、職員体制の見直しが課題となっているが、市と管理者双方で協力し、毎年内容を検証しながら、よりよい利用者サービスをめざして確実に成長をしてきたと認識しているとのことであった。</p> <p>指定管理者においては、これまで事業展開に見合う人材の配置、環境への配慮に関し、それぞれのニーズにあわせて努力してきたとのことである。また、日々の業務の中でも、職員として守るべき倫理や障害のある人の権利擁護を念頭に、今後においても、福祉の目標である、平和で安心・安全を基本とした対人支援を担う取組を実施していきたいとのことであった。</p>	<p>障害者団体連合会としては、平成23年度から「指定管理者」として、利用者の立場に立った運営に努めております。相談件数や日中活動等の利用件数が、年々増加し、また、高次脳機能障害者支援事業、発達障害者支援事業や平成24年10月から障害者虐待防止業務を事業展開し、業務量は増加しておりますが、専門的な知識と経験を活用し、業務に取り組んでまいりました。</p> <p>引き続き、次期の28年度からも「青梅市障がい者サポートセンター」指定管理者としてその職責を果たしていきたいと考えております。そして、誠実に日々の業務に努める事を基本として、職員として守るべき倫理や障がいのある人の権利擁護を常に思い、当事者団体として障害者（児）の福祉の増進を図り、福祉の</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>指定期間満了に当たり、これまでの実績を検証し、障がい者サポートセンターにおける指定管理者制度の効果について、総合的な評価をされたい。また、その評価を踏まえ、次期以降の運営については、利用者の使いやすさ等に配慮した継続的な委任にも考慮しながら、管理者としての適正について慎重に判断し、更に充実した障害者支援に努められるよう要望する。</p>	<p>目標である、平和で安心・安全を基本とした対人支援の取組みをしていきたい、と考えています。</p> <p>市としては、平成23年度当初から比べ、障がい者サポートセンター業務量が増加していることを考慮し、現在、次期の指定管理者の選定事務にあたり、事業内容や職員体制の精査を行っております。引き続き、市と管理者双方の協力のもと、利用者へより良いサービスの提供を目指して、着実に実施していくよう、今後においても、平和で安心・安全を基本とした、福祉の目標を掲げ、障害のある方やそのご家族への支援を行ってまいります。</p> <p>そのために、これまでの実績を検証、総合評価し、さらに次の運営において、利用者の使いやすさ等を配慮した継続的な事業となるよう、管理者としての適正について慎重に判断し、更に充実した障害者支援を目指してまいります。</p>